

静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第4号

静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡県立学校設置条例（昭和39年静岡県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3 (略)		別表第3 (略)	
名 称	位 置	名 称	位 置
静岡県立沼津視覚特別支援学校	(略)	静岡県立沼津視覚特別支援学校	(略)
<u>静岡県立静岡視覚特別支援学校</u>	<u>静岡市</u>	静岡県立浜松視覚特別支援学校	(略)
静岡県立浜松視覚特別支援学校	(略)	(略)	
(略)		静岡県立浜名特別支援学校	(略)
静岡県立浜名特別支援学校	(略)	<u>静岡県立するが視覚総合特別支援学校</u>	<u>静岡市</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。